

津島駅前社会実験えきまえVIP

ID 359105973 問合 都市計画課マスタープラン推進室 ☎55-9357



津島駅前の将来を考える社会実験「えきまえVIP」を開催します。駅前の将来を考えるワークショップ「わくわくアクションラボ」で提案された取組のほか、飲食や物販などをお楽しみください。

日時 1月11日(土)、12日(日) 午前10時～午後3時

場所 津島駅前

参加費 無料

申込 不要



津島駅のこれからを私たちと一緒に考えてみませんか？



消防の活動を見に行ってみよう！

問合 消防本部総務課消防団G ☎23-0417

消防出初式

日時 1月12日(日) 午前9時～10時

場所 天王川公園ステージ前

- 内容
- ・一斉放水
 - ・表彰伝達 など



文化財消防訓練

日時 1月24日(金) 午前9時30分～10時

場所 津島神社

- 内容
- ・神職による初期消火訓練
 - ・消防職団員による放水訓練

※訓練時間帯は、消防車両が周辺道路を通行します。市民の皆さまにはご理解、ご協力をお願いします。



中日教育賞
受賞

とにかく熱いスクールソーシャルワーカー 長谷川修三先生

問合せ 学校教育課学校教育G ☎55-9417



<プロフィール>

海部地区の小中学校での勤務を経て、津島市立南小学校長で退職。その後海部教育事務所と津島市の特別支援教育相談員(発達相談員)を担い、現在は津島市スクールソーシャルワーカーとして活動している。

中部地方の優れた教育者に贈られる「中日教育賞」を津島市教育委員会スクールソーシャルワーカーの長谷川修三先生(はせがわしゅうぞう)が受賞されました。

受賞に伴い、津島市教育委員会の浅井厚視教育長からメッセージをいただきましたので、ご紹介します。

とにかく熱い、まさに熱血先生!

修三先生が担任をしていたころは、荒れる中学校。対教師暴力もありました。そんな中ツッパリ生徒の話をしっかり聴き、相談に乗り、彼らの心をつかんでいました。校長先生になられたころ、学校は集団生活になじめない子どもたちが増えはじめました。先生は一念発起し、特別支援教育をしっかり学び直されました。そして、医療・福祉・市役所・障がいのある方を支えるNPOと人脈を創り、ネットワークを築きました。こども園から就労までの体制づくり、津島市の就学前相談と特別支援教育相談の基礎を創っていただきました。現在も年間200件を超える相談に乗っていただいています。

一人ひとりに寄り添う修三先生、中日教育賞受賞おめでとうございます。

金婚式・ひとり金婚式を 迎えられる方へ

ID 679984862

問合せ 人事秘書課秘書G ☎24-1123

津島市制78周年記念式典(金婚式・ひとり金婚式の部)において、令和7年に結婚50周年を迎えられる方の長寿をお祝いします。該当される方は受付期間に申し出をお願いします。

日時 3月1日(土) 午前10時

場所 文化会館

対象 次のいずれにも該当する方

- 令和7年1月1日現在、市内在住の方
- 令和7年に金婚式を迎えられる(昭和50年にご結婚された)ご夫婦またはおひとりの方

※おひとりの方とは、死別によりおひとりになられた方です。

※令和6年以前に結婚50周年を迎えた方でこれまでに申し出されていない方も対象です。

受付期間 1月6日(月)~31日(金)

申出書配布・受付場所

人事秘書課、神守支所、神島田連絡所

その他 申出書は市ホームページからダウンロードできます。

郵送でも提出可能です。



津島おでかけタクシー

ID 335678146 問合 福祉課福祉G ☎24-1115

令和5年1月から開始しているこの事業も、2年が経過しました。
対象の方は、ぜひご登録・ご利用ください。

利用登録

必要書類を福祉課窓口を持参または郵送してください。後日、ご自宅に利用登録証を郵送します。
※高齢者は高齢介護課、妊産婦は健康推進課(保健センター)でも手続きができます。

利用登録は
お忘れありませんか？



対象者

- ①高齢者(満75歳以上)
- ②障がい者(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級)
- ③妊産婦(妊婦、出産後1年未満)

利用範囲

市内全域およびJR永和駅・JR蟹江駅

利用時間

午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝日も利用可)

利用者負担額

タクシー料金の半額(10円未満は切り上げ)
※時間指定予約料金がかかる場合があります。

利用できるタクシー

- ①名鉄西部交通(株)(名鉄タクシー)
 - ②(株)玉利タクシー
 - ③名古屋近鉄タクシー(株)
- ※日の丸タクシ(株)は、令和6年11月20日をもってタクシー事業を廃止されました。



利用方法

- タクシー会社に乗車申込をします。
- 乗車時に利用登録証をタクシー運転手に提示するだけで、半額でタクシーを利用できます(駅などの待機タクシーは事前の乗車申込なしで利用可)。
- 付き添いなど、同乗者に制限はありません。
- 利用回数の制限はありません。

注意事項

- 乗車を申し込む時に「おでかけタクシー」の利用をお伝えください。
- 乗車の際は必ず利用登録証を運転手に提示してください。
- 出発地か目的地のどちらかが自宅(付近)に限ります。
- 料金の支払いは現金のみ。津島市福祉タクシー料金助成利用券を一緒に使うことはできません。

必要書類

- ①利用登録申請書
- ②登録者の顔写真(縦3cm×横2.4cm)
※福祉課、高齢介護課で撮影も可
- ③後期高齢者医療保険証、マイナンバーカードまたは資格確認書(高齢者)
- ④障害者手帳(障がい者)
- ⑤母子健康手帳(妊産婦)
- ⑥代理申請の場合、代理人の身分証明書

児童手当制度が変わりました

ID 550093324 問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

令和6年10月から児童手当制度が変わりました。
該当する方はお早めに手続きをしてください。



制度改正点

- ①所得制限の撤廃
- ②支給対象児童の拡大 15歳到達後の最初の年度末 →18歳到達後の最初の年度末
- ③第3子以降の手当月額額の増額 15,000円 →30,000円
- ④第3子以降の算定に含める対象の拡大
18歳到達後の最初の年度末 →22歳到達後の最初の年度末
- ⑤支払回数の変更 年3回 →偶数月

次の方は手続きが必要です!

(1)新たに認定申請が必要な方

- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- 児童手当等が所得上限限度額超過により支給対象外であった方

必要書類

- 請求者名義の銀行預金通帳
- 請求者・配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 本人確認のできる書類

(2) 監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要な方

- 制度改正点④の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方
- ※養育している子が3人未満の方は支給額に影響がないため、手続きは不要です。



※現在児童手当を受給中の方は、制度改正に伴う手続きは原則不要です((2)の方は手続きが必要です)。
※状況に応じて追加で書類を求める場合があります。

申請期間 令和7年3月31日(月)まで

- ※上記の期間までに申請していただければ、令和6年10月分に遡及して手当を支給します。
- ※最終期限を過ぎた場合は、申請した月の翌月からの支給になりますので、ご了承ください。
- ※受給資格者が公務員である場合は、勤務先(所属庁)での受給となりますので、勤務先で手続きを行ってください。



令和6年分市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!

市・県民税等の申告について

ID 192073224

申告前にご確認ください!

申告書の作成をスムーズに行うため、あらかじめ必要書類の確認を行い、**ご自分での申告の準備、作成(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農業)または不動産所得がある方は収支内訳書)**をしていただきますようご協力お願いします。

また、市・県民税申告書は、市ホームページから作成、印刷できます。作成した市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函、または郵送による提出をお願いします。

提出先

〒496-8686(住所不要)
津島市役所税務課宛

※市・県民税申告用紙は、昨年申告された方(収入0の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。

※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で随時受付(開庁日に限る)を行います。



問合せ 市・県民税申告について

税務課市民税G ☎55-9263

確定申告について

津島税務署 ☎26-2161

申告相談の予約受付について

インターネットまたは専用ダイヤルによる事前予約制になります。2月3日(月)から予約を開始しますが、詳細は市政のひろば2月号や市ホームページでお知らせします。なお、専用ダイヤルは混雑状況により、繋がらない場合がありますので、**可能な限りインターネットでの予約にご協力ください**。インターネットでの予約は、市役所の開庁日に関係なく、24時間受付ができ、空席状況も確認できます。また、市の会場では受け付けできない場合がありますので、下記の「次に該当される方は津島税務署(文化会館申告会場)へ」を必ずご確認くださいのうえお申し込みください。

※主に年金収入の方は、定額減税の影響で所得税の還付が無く、確定申告が不要となる場合があります。その場合であっても**医療費控除等を申告する場合は必ず市・県民税申告をしてください**。

※医療費控除の申告は医療費が還付されるものではありません。

※複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。

次に該当する方は津島税務署(文化会館申告会場)へ

- ①令和7年1月1日に津島市に住民票がない方
- ②源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類が不足している方(事前に津島税務署にご相談ください)
- ③令和5年分以前の確定申告をされる方
- ④初めて事業所得(営業等、農業)または不動産所得の申告をされる方
- ⑤個人事業主で青色申告をされる方
- ⑥退職所得のある方で確定申告をされる方
- ⑦確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ⑧令和6年中に土地や家屋、株式を売却された方や暗号資産(仮想通貨)、FXの申告をされる方
- ⑨家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ⑩死亡した方の確定申告をされる方
- ⑪国外居住親族の扶養控除を受けられる方
- ⑫消費税・贈与税・相続税の申告をされる方

津島税務署からのお知らせ

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告はスマホ・マイナンバーを利用して 簡単・便利なe-Taxで!

スマホとマイナンバーカードを利用したご自宅等からのe-Taxを利用した申告にご協力ください。令和7年1月からは、事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなるほか、贈与税も新たにスマホ申告に対応します。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となります(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります)。

便利だよ!
ぜひ使ってみてね!



所得の申告に必要な書類を送付します

納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

- ・納付書または口座振替で納付している方
- ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

送付されない方

- ・既に市役所で交付を受けている方
- ・老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

問合

国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117



障害者控除対象者認定書の発送

所得税および市県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

対象

特別障がい者

65歳以上で令和6年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者

65歳以上で令和6年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方
※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

医療費通知の発送

国民健康保険証で医療機関を受診された方に対し、2カ月ごとに発送しています。令和6年11・12月診療分を2月中旬に発送します。

確定申告などで医療費控除を申告する方は、この通知を添付すると医療費控除明細書の記載を省略できます。医療費通知が届く前に申告する方は、領収書をご利用ください。

問合 保険年金課国民健康保険G
☎24-1113